

名家連ニュース

令和7年7月18日(金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 池山 豊子
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 1049 号

青木聖久先生の情報紹介(精神障害者の年金受給支援研究会/日本福祉大学教授)

青木先生は文中にある専門家会議のメンバーとして全国の等級判定に6倍の差があると言われた都道府県の不均衡をなくすために、現在の「精神の障害に係る等級判定ガイドライン」の策定に携わってられました。青木先生は「専門家検討会は2018年ぐらいに設けるとしながら、その動きがありません。」と指摘しています。

障害認定基準等を見直し、障害年金について公平な制度の構築を求める会長声明(日本弁護士連合会)

2024年度に障害年金の不支給が増加した問題に関し、厚生労働省年金局は、本年6月11日付けで「令和6年度の障害年金の認定状況についての調査報告書」を公表した。これによると、2024年度の新規請求のうち非該当割合は13.0%と過去最高の水準であり、とりわけ、精神障害の非該当割合は、2023年度が6.4%であることに對して、2024年度は12.1%と約2倍の水準になっている。さらには、「精神障害事案の国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン」(以下「精神ガイドライン」という。)における障害等級の目安よりも下位に認定された割合は、2023年度が44.7%であるのに対し、2024年度は75.3%に急増している。このことから、2024年度では不適切な判定がなされていたことが疑われる。

上記調査報告書は、2024年度以降の不支給事案について点検をし、必要な場合は処分を取り消し、改めて支給決定を行うとしている。当連合会は、国に対し、国民年金・厚生年金保険障害認定基準(以下「障害認定基準」という。)及び精神ガイドラインに照らして不適切な判定がなされている事案について、徹底した救済を行うことを求める。

そもそも、今回のような恣意的な不支給であると疑われる事象が発生した根本的な要因の一つは、医学モデルに依拠し、障害者の生活実態からかけ離れた障害認定基準にある。国が年金改革を2025年に実施する方針を打ち出したことを踏まえ、当連合会は、2024年4月19日付けで※「[障害年金制度の認定基準に係る早急な見直しを求める意見書](#)」を公表した。そこでは、障害年金が重要な社会保障上の権利であるにもかかわらず、本来受給権を有する者の受給権が不当に侵害されている現状を早急に改善するよう求めたところである。

ところが、2025年の年金改革の在り方を議論した厚生労働省の社会保障審議会年金部会において、24回の会議のうち、障害年金制度の改革について触れたのは、わずか2回程度であった。その結果、2024年12月25日に公表された「社会保障審議会年金部会における議論の整理」では、障害年金については論点の指摘がなされ、「様々な課題について引き続き検討

すべきである」とされるにとどまった。

その後、2025年6月13日に国民年金法等の一部を改正する等の法律が成立したが、障害年金については触れられず、「恣意的な判定がなされないよう透明性を確保するための検討を行い必要な措置を講ずる」、「医学モデルのみならず社会モデルも踏まえて、機能障害のみならず、日常生活の状況等を把握した上で障害等級の認定を行う」等の附帯決議が採択されただけであった。

このような状況を踏まえ、当連合会は、少なくともこれらの附帯決議を直ちに実施するべく、国に対し、厚生労働省内に障害認定基準等の様々な課題について検討する専門家検討会等を設置し、具体的な期限を設けた上で障害認定の在り方を見直し、障害年金の判定の透明性が確保され、支給・不支給が恣意的判断に委ねられることなく、障害年金の受給権が不当に侵害されることのない公平な制度を構築することを強く求める。



2025年(令和7年)7月10日

日本弁護士連合会

会長 淵上 玲子

※「障害年金制度の認定基準に係る早急な見直しを求める意見書」の URL です。関心のある方は開いて閲覧してください。

<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2024/240419.pdf>

『国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン』

《名家連事務局より》 厚生労働省/日本年金機構 平成28年9月実施のガイドライン紹介
障害基礎年金や障害厚生年金等の障害等級は、「国民年金・厚生年金保険 障害認定基準」に基づいて認定されていますが、精神障害及び知的障害の認定において、地域によりその傾向に違いが生じていることが確認されました。こうしたことを踏まえ、精神障害及び知的障害の認定が当該障害認定基準に基づいて適正に行われ、地域差による不公平が生じないようにするため、厚生労働省に設置した「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」において、等級判定の標準的な考え方を示したガイドラインや適切な等級判定に必要な情報の充実を図るための方策について、議論がなされました。

今般、当該専門家検討会の議論を踏まえて、精神障害及び知的障害の認定の地域差の改善に向けて対応するため、厚生労働省において、『[国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン](#)』(PDF 6,597KB)を策定し、平成 28 年 9 月 1 日から実施することとされました。

また、適正な等級判定に必要なとなる情報の充実を図るため、厚生労働省において、『[診断書\(精神の障害用\)の記載要領](#)』(PDF 11,615KB)及び『[日常生活及び就労に関する状況について\(照会\)](#)』(PDF 350KB)を作成し、ガイドラインの実施とあわせて運用することとされました。

※パソコンキーボード左下の CTRL キーを押しながらカーソルを青文字の上においてクリックしていただくと閲覧できます。(日本年金機構のホームページ)